留学プログラム申込の重要事項確認及び同意書

| 確認 | 重要事項 |
|----|---|
| | 当協会はお客様の希望する留学先及びその内容を考慮の上、お客様が希望する留学先・滞在先の手続き代 |
| | 行を行いますが、お客様が希望する資格の取得、試験の合格、その後の留学先への合格など、留学プログ |
| | ラム期間中及び終了後のお客様に対し、何ら保証を行うものではありません。(基本約款:第4条) |
| | 当協会からお客様に提供される情報は、提供時点でのものであり、その後、予告なく変更される可能性も |
| | あります。その変更に気付かず行ったお客様のいかなる行動も当協会では責任を負いかねます。(基本約 |
| | 款:第4条(10)) |
| | 当協会が留学プログラムの実施に障害があると判断した場合、当協会はお客様の申し込みを拒否又は解約 |
| | することがあります。(お客様の虚偽申告・既往症、官公庁・公的機関からの命令・勧告など)(基本約款: |
| | 第3条及び第4条 (4)) |
| | 申込済み留学プログラムの変更及び解約の際は、手数料等が発生します。 |
| | (基本約款:第8条、第9条、第10条) |
| | 留学先学校の判断により、コース未開講又は、その内容・条件が変更される場合があります。その場合、 |
| | 他キャンパス、他コースへの振替や返金の対応を致します。(基本約款:第13条(1)(2)) |
| | 現地サポートは、国や都市によって内容や条件が異なり、別途費用が発生する場合があります。(基本約 |
| | 款:第4条(3)) |
| | 渡航中に発生した問題は、当協会及び各受入機関は、相談及びその問題解決に可能な限りサポートします |
| | が、まずは、お客様との直接関係による解決を試みてください。特にホームステイ先での家庭内のトラブ |
| | ルが多くあります。ホームステイの心得を出発前に確認してください。(基本約款:第4条(5)(9)) |
| | ホームステイや寮等の滞在先を手配する場合、滞在先の場所や設備などの希望をお伺いしますが、あくま |
| | でも希望であり、その希望に添えない場合があります。(基本約款:第4条(8)) |
| | 当協会から旅行会社、保険会社、クレジットカード会社等を紹介する場合がありますが、必ずの利用をお |
| | 願いするものではありません。また、当協会が代理店業務を行う場合であっても留学プログラムの契約と |
| | は別契約であり、留学プログラムの変更・解約を行った場合でも、それらの契約内容に変更はありません。 |
| | (基本約款:第13条) |

同意書

一般社団法人 日本ワーキングホリデー協会 殿

私は、留学プログラム基本約款を受領し、上記重要事項と共に内容に関して担当者による説明を受けこれらを 十分に理解した上で、留学プログラムの申し込みを行います。

<u>申込者氏名(自署)</u> 年 月 日 日

「申込者が未成年者の場合」

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、<u>(申込者)</u>が、留学プログラム基本契約に基づき、留学プログラムの申し込みを行う事に同意します。

親権者代表氏名(自署) 年 月 日